

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例（平成17年10月21日京都市条例第32号）（都市計画局建築指導部審査課）

次のとおり、紛争の調整及び調停の制度を改めることとしました。

- 1 関係当事者は、中高層建築物等の工事中の措置、テレビジョン受信障害に対する措置及び特定共同住宅の管理に関する措置に係る紛争については、調停の申出を、当該中高層建築物等の工事の完了前まで行うことができることとします。
- 2 市長は、関係当事者の一方から調停の申出があったにもかかわらず、他の関係当事者がこれに同意しなかった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、京都市建築紛争調停委員会（以下「委員会」といいます。）による調停に付することができることとします。
- 3 委員会は、中高層建築物等の建築主がこの条例に定める建築計画上の配慮に関する措置を講じないため、近隣関係住民との間の紛争の解決に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき等において、調停前の措置として、関係当事者に対し、期間を定めて、当該中高層建築物等の工事の着手を延期し、又はその施工を停止し、その他調停の内容となる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為を制限することを勧告することができることとします。
- 4 市長は、調整又は調停を行うため出席を求められた関係当事者が正当な理由がなくてこれを拒んだとき、及び関係当事者が正当な理由がなくて3の勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとします。

この条例は、平成17年12月15日から施行することとしました。

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第32号

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「着手前」の右に「（第8条、第9条又は第15条（第2号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る紛争にあっては、当該工事の完了前）」を加える。

第20条に次の2項を加える。

2 市長は、前項の場合のほか、前条第1項の規定に基づき関係当事者の一方から調停の申出があったにもかかわらず、他の関係当事者がこれに同意しなかった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、委員会による調停に付することができる。

3 市長は、前項の規定により調停に付そうとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

第21条中「委員会は」の右に「、次の各号のいずれかに該当する場合において、調停を効果的に実施するため特に必要があると認めるときは」を、「対し、」の右に「期間を定めて、中高層建築物等の工事の着手を延期し、又はその施工を停止し、その他」を加え、「の制限その他調停のために必要と認める措置を採る」を「を制限する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 中高層建築物等の建築主が第7条各号に掲げる措置を講じないため、近隣関係住民との間の紛争の解決に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき。
- (2) 中高層建築物等の建築主等が第8条に規定する必要な措置を講じようとしなるとき。
- (3) 中高層建築物等の建築主が第9条に規定する必要な措置を講じようとしなるとき。
- (4) 中高層建築物等の建築主等が、第12条第1項、第2項又は第4項の規定による建築計画の説明をしないとき。
- (5) 中高層建築物等の建築主等が、当該中高層建築物等の建築計画についての十分な説明又は第12条第3項の規定による説明会の開催をしないため、近隣関係住民との間の紛争の解決に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき。
- (6) 関係当事者の一方が中高層建築物等の工事に関する措置に係る取決めを締結することを申し出たにもかかわらず、他の関係当事者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は関係当事者がその相互の間であらかじめ定めた中高層建築物等の工事に関する措置に係る取決めの内容に従わないとき。

第21条に次の1項を加える。

- 2 委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる関係当事者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第22条の見出し中「意見」を「調停のための意見」に改める。

第33条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、第16条第3項又は第22条の規定により出席を求められた関係当事者

が正当な理由がなくてこれを拒んだときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、関係当事者が正当な理由がなくて第21条第1項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第33条に次の2項を加える。

5 市長は、第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第21条第1項の規定による勧告に従わない関係当事者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

6 関係当事者が前項の規定により意見を述べたときは、市長は、第3項の規定による公表の際、当該意見を併せて公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成17年12月15日から施行する。

(都市計画局建築指導部審査課)